

鶴岡市公共下水道処理場・ポンプ場等  
包括的維持管理業務に関する業務概要（案）

※公告時に内容を変更する場合があります。

令和8年2月

鶴岡市上下水道部下水道課

## 目 次

1 業務名称	1
2 業務の目的	1
3 業務概要	1
(1) 業務場所	1
(2) 業務履行期間	1
(3) 業務内容（案）	1
(4) 対象施設	1
(5) 事業者選定方式	2
(6) 業務実施スケジュール（予定）	2
4 有資格者等に関する要件（案）	2
5 要求水準（案）	2
別紙1 業務内容（案）	3
別紙2 有資格者等に関する要件（案）	4

## 1 業務名称

鶴岡市公共下水道処理場・ポンプ場等包括的維持管理業務（以下、「本業務」という。）

## 2 業務の目的

本業務は、本市公共下水道処理場・ポンプ場等の維持管理に係る業務を一括して複数年にわたって委託することにより、施設の機能維持及び維持管理の効率化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

## 3 業務概要

### (1) 業務場所

鶴岡市宝田三丁目地内 他

### (2) 業務履行期間

令和9年4月1日から令和19年3月31日まで

### (3) 業務内容（案）

本業務の内容は、別紙1に示すとおりとする。

### (4) 対象施設

本業務の対象施設は、表-1～3に示すとおりとする。

表-1 本業務の対象施設（処理場）

施設名称	処理方式	処理能力		供用開始
		事業計画	現有能力	
鶴岡浄化センター	標準活性汚泥法	38,800 m <sup>3</sup> /日	38,800 m <sup>3</sup> /日	昭和55年5月
湯野浜浄化センター	活性汚泥法	3,100 m <sup>3</sup> /日	3,100 m <sup>3</sup> /日	平成4年10月
小堅浄化センター	プレバ式活性汚泥法	210 m <sup>3</sup> /日	210 m <sup>3</sup> /日	令和2年4月
羽黒浄化センター	標準活性汚泥法	1,800 m <sup>3</sup> /日	2,200 m <sup>3</sup> /日	昭和60年6月
櫛引浄化センター	活性汚泥法	2,300 m <sup>3</sup> /日	2,300 m <sup>3</sup> /日	平成7年11月
あさひ浄化センター	活性汚泥法	910 m <sup>3</sup> /日	1,760 m <sup>3</sup> /日	平成12年7月
温海浄化センター	活性汚泥法	1,900 m <sup>3</sup> /日	3,450 m <sup>3</sup> /日	平成元年4月
鼠ヶ関浄化センター	活性汚泥法	1,100 m <sup>3</sup> /日	1,100 m <sup>3</sup> /日	平成11年4月

表-2 本業務の対象施設（ポンプ場）

施設名称	揚水能力		供用開始
	事業計画	現有能力	
切添中継ポンプ場	16.0 m <sup>3</sup> /分	18.0 m <sup>3</sup> /分	昭和55年5月
新形中継ポンプ場	20.0 m <sup>3</sup> /分	20.0 m <sup>3</sup> /分	平成元年3月
大山中継ポンプ場	5.4 m <sup>3</sup> /分	5.4 m <sup>3</sup> /分	平成27年12月

表-3 本業務の対象施設（汚泥資源化施設）

施設名称	処理能力		供用開始
	事業計画	現有能力	
(仮称) 鶴岡市汚泥資源化施設	15.1t/日	15.56t/日	令和9年4月（予定）

(5) 事業者選定方式

公募型プロポーザル方式

(6) 業務実施スケジュール（予定）

本業務の実施スケジュールは、表-4に示すとおりとする。

表-4 業務実施スケジュール（予定）

項目	スケジュール
事業者選定及び契約締結	令和8年5月から 令和8年12月まで
業務準備期間	契約締結の日から 令和9年3月31日まで
業務開始	令和9年4月1日

4 有資格者等に関する要件（案）

本業務の事業者選定に係る参加資格要件（案）は、別紙2に示すとおりとする。

5 要求水準（案）

本業務の要求水準（案）は、表-5、6に示すとおりとする。

表-5 放流水質に関する要求水準（案）

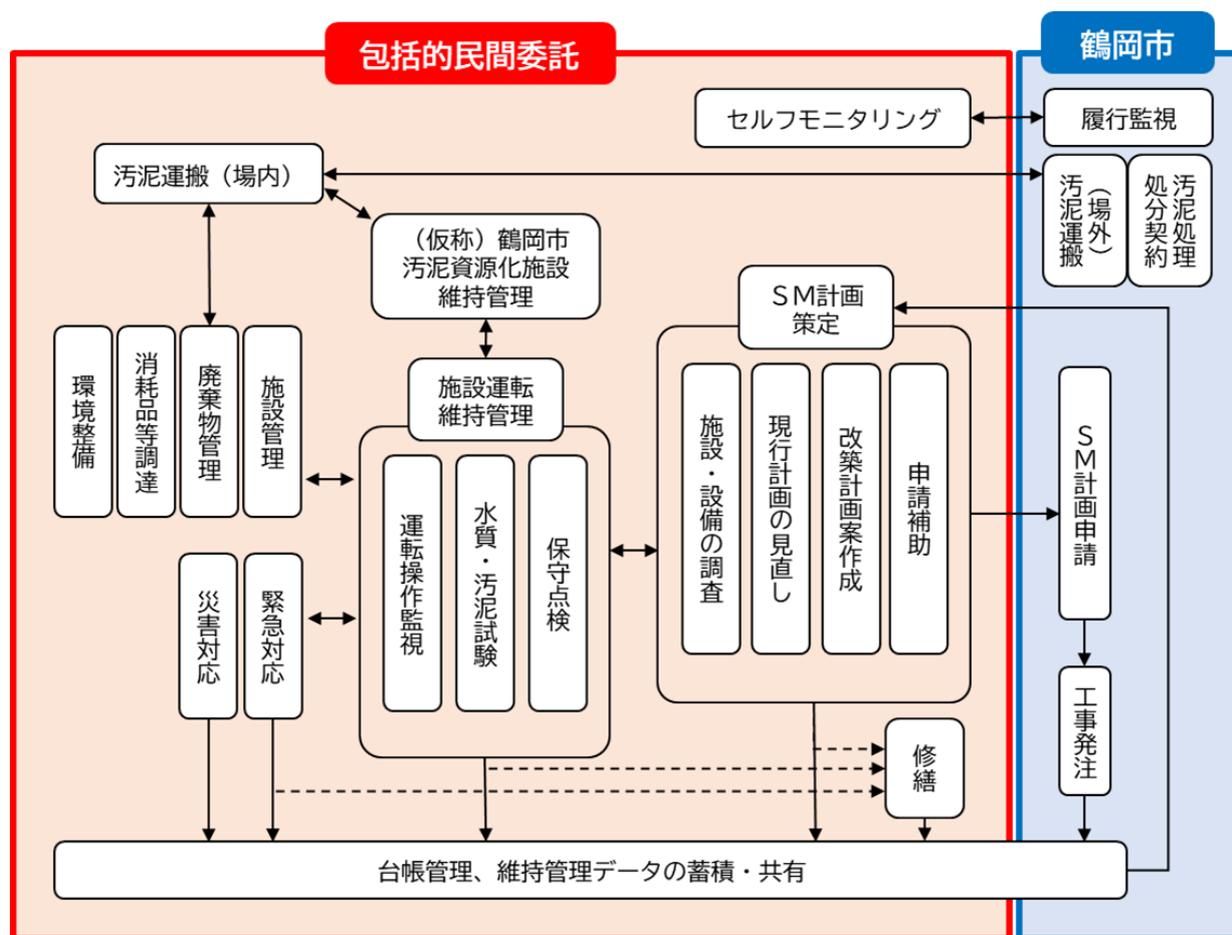
項目	法定基準	契約基準
BOD	15mg/L 以下	12mg/L 以下
SS	40mg/L 以下	20mg/L 以下
大腸菌数	800 CFU/mL 以下	
その他の関連法令等に規定する項目	関連法令等に規定する基準	

表-6 脱水汚泥含水率に関する要求水準（案）

項目	契約基準	
	各回測定値	年平均値
鶴岡浄化センター	82% 以下	80% 以下
あさひ浄化センター	85% 以下	84% 以下
温海浄化センター		
鼠ヶ関浄化センター		

別紙1 業務内容（案）

	業務名称	業務内容
1	施設運転維持管理業務	保守点検、運転操作、水質試験
2	修繕業務	計画修繕、突発修繕
3	緊急対応業務	緊急点検、状態確認、初期対応
4	災害対応業務	大雨、停電対応
5	ストックマネジメント計画策定業務	施設調査、現行計画見直し、リスク評価、改築計画案作成、申請補助
6	セルフモニタリング業務	履行確認
7	消耗品等調達業務	薬品、機械部品、上水、ガス、通信回線
8	廃棄物管理業務	し渣清掃、濃縮汚泥運搬、場内汚泥運搬、マニフェスト管理
9	施設管理業務	定期点検、自家用電気工作物、消防設備、施設警備、作業環境測定
10	環境整備業務	床清掃、植栽管理
11	（仮称）鶴岡市汚泥資源化施設維持管理業務	保守点検、運転操作、副資材運搬、製品出荷在庫管理



## 別紙2 有資格者等に関する要件（案）

### 1. 施設運転維持管理業務に係る要件

施設運転維持管理業務を担う企業は、以下の要件をすべて満たすこと。なお、本要件における業務実績は、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に、公共機関等が発注し、完了した業務の実績とする。

- (1) 国土交通省における下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されている企業であること。
- (2) 本市競争入札参加者名簿に「役務（下水道処理施設）」として登録されている企業であること。
- (3) 処理場又は浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく生活排水処理施設の維持管理業務に関する業務実績を有する企業であること。
- (4) 産業廃棄物収集運搬許可を有する企業であること。
- (5) 一般廃棄物収集運搬許可を有する企業であること。
- (6) 下記有資格者を配置できる企業であること。
  - ・ 下水道第3種技術検定合格者又は下水道管理技術認定(処理施設)合格者で  
実務経験2年以上の者 10名以上  
うち、実務経験10年以上の者 2名以上
  - ・ 甲種又は乙種第4類危険物取扱者 2名以上
  - ・ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 3名以上
  - ・ 電気工事士（第1種）又は認定電気工事従事者 3名以上
  - ・ クレーン運転業務特別教育修了者 2名以上
  - ・ 玉掛け技能講習修了者 2名以上
  - ・ 小型移動式クレーン運転技能講習修了者 2名以上
  - ・ アーク溶接等業務特別教育修了者 1名以上
  - ・ 環境計量士（濃度） 1名以上

## 2. スtockマネジメント計画策定業務に係る要件

Stockマネジメント計画策定業務を担う企業は、以下の要件をすべて満たすこと。なお、本要件における業務実績は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に、公共機関等が発注し、完了した業務の実績とする。

- (1) 本市競争入札参加者名簿に「測量、コンサルタント等（建設コンサルタント（下水道）」として登録されている企業であること。
- (2) 処理場及びポンプ場におけるStockマネジメント計画策定業務に関する業務実績を有する企業であること。
- (3) 下記有資格者を配置できる企業であること。
  - ・ 管理技術者：  
技術士（総合技術監理部門（下水道））の資格を有し、処理場及びポンプ場のStockマネジメント計画策定業務に関する管理技術者を務めた業務実績を有する者  
1名以上
  - ・ 担当技術者（建築）：  
一級建築士の資格を有する者  
1名以上
  - ・ 担当技術者（機械）：  
技術士（機械部門）又は技術士（上下水道部門（下水道））の資格を有する者  
1名以上
  - ・ 担当技術者（電気）：  
技術士（電気電子部門）の資格を有する者  
1名以上
  - ・ 照査技術者：  
技術士（総合技術監理部門（下水道））の資格を有し、処理場及びポンプ場のStockマネジメント計画策定業務に関する照査技術者を務めた業務実績を有する者  
1名以上